

平成25年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成25年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成24年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- 議案第25号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第26号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第33号 鳥取県民参画基本条例の設定について（県民課）

県民に開かれた公正な県政を確立し、鳥取ならではの県民の参加と協働による県政を実現するため、県政運営における県民参画の基本理念を定めるとともに、県民参画のための情報公開、広聴及び県民投票の基本的事項に関して必要な事項を定めるものである。

[公布施行ほか]

**議案第34号 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の設定について
（鳥取力創造課）**

県民税の税額控除の対象とする寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（控除対象特定非営利活動法人）に対する寄附を促進し、その発展に資するため、控除対象特定非営利活動法人の指定手続及びその適正な運営を確保するための措置等について定める。

（概要）

- ・控除対象特定非営利活動法人として指定手続を行う基準を次に適合する特定非営利活動法人とするとともに、当該控除対象特定非営利活動法人が適正に運営されるようにするための措置等について定める。
 - ①県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。
 - ②事業内容が適切であるものとして、次のいずれかに該当すること。
 - ア 実績判定期間において行った事業が「新たな時代の扉を開く活動」「様々な活動等をつなげる活動」「環境、生活等を守る活動」「歴史、自然、文化等を楽しむ活動」「互いに支え合う活動」「人を育む活動」のいずれかを推進するものであること。
 - イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村又は県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。
 - ③広く県民等からの支援を受けているものとして、実績判定期間において次のいずれかに該当すること。
 - ア 年1,000円以上の寄附をした者が年平均50人以上いること。寄附者のうち少なくとも1人は、県民であること。
 - イ 特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。ボランティアのうち少なくとも1人は、県民であること。
 - ④事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合にはこれを閲覧させていること。
 - ⑤法人の活動状況を、会報紙、ホームページへの掲載等により年2回以上公開していること。
 - ⑥法令や条例に違反し、又は不正の行為を行うなど、公益に反する事実がないこと。
 - ⑦申出の直前に終了した事業年度の末日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- ・県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が上記基準に適合するものと同様であると認めるときは、上記基準に適合しているものとみなす。

[公布施行]

議案第35号 鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例の設定について

(危機管理政策課、人事企画課)

新型インフルエンザの発生等の緊急事態に迅速に対応するため、鳥取県新型インフルエンザ等対策本部、危機管理対策本部、鳥取県災害対策本部並びに鳥取県国民保護対策本部及び鳥取県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものである。

(概 要)

- ①危機管理対策本部、災害対策本部及び国民保護対策本部等の3つに分かれていた条例を統合し、鳥取県災害対策本部条例、鳥取県国民保護対策本部等に関する条例を廃止する。
- ②新型インフルエンザ等対策本部についても、本部長が事務を総括するなど他の対策本部と同様に運営することとする。
- ③職員の給与に関する条例の一部改正
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について定める。

[公布施行ほか]

議案第36号 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の設定について（医療指導課、青少年・家庭課）

全国的に脱法ハーブ等の薬物による健康被害が発生し、社会問題となっていることから、県内での発生を未然に防止するため、薬物の濫用の防止について、施策の基本となる事項及び必要な規制を定めるものである。

（概要）

①条例の目的

- ・薬物の摂取による被害の発生を未然に防止し、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。

②薬物の定義

- ・各法律で販売等が禁止されている大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん、トルエン、大臣指定薬物に加えこれらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、濫用されることにより人の健康に対する被害が生じると認められるものとして知事が指定したもの（以下「知事指定薬物」という。）を薬物とする。

③県及び県民の責務

- ・県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- ・県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害を生じさせないように努めなければならない。また、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

④基本的な施策

- ・県民に対する情報提供・啓発等を通じ薬物に対する理解及び関心を深め、薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動を推進する。
- ・教育・学習・啓発活動の推進、監視・指導・取締り、相談・支援等について定めた鳥取県薬物濫用対策推進計画を策定する。
- ・県民運動その他薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進するための体制を整備する。
- ・薬物の濫用の防止に関する施策の推進に当たっては、国等及び薬物の濫用防止を目的とする団体と連携および協力を図る。
- ・薬物の濫用を防止するため必要なときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求める。

⑤薬物の濫用の防止のための規制

・禁止行為

学術研究、試験検査など正当な目的で行う場合を除きア～エの行為を禁止するとともに、オ及びカの行為を禁止する。

ア 知事指定薬物の製造、栽培

イ 知事指定薬物の販売・授与、販売・授与目的の貯蔵・陳列

ウ 知事指定薬物の広告

エ 大臣指定薬物又は知事指定薬物の販売・授与目的の購入・受領・所持

オ 大臣指定薬物又は知事指定薬物のみだりな使用、みだりな使用目的の購入・受領・所持

カ 大臣指定薬物又は知事指定薬物のみだりな使用のための場所の提供・あっせん

・警告及び命令

ア 禁止行為を行なった者に対し、当該禁止行為を行わないよう書面により警告を発することができる。

イ 警告に従わない者に対し、当該禁止行為の中止、知事指定薬物の廃棄・回収その他の措置を講ずるよう命令することができる。

・罰則

ア 禁止行為のア、イに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

イ 命令に違反した場合、禁止行為のア又はイに係るものについては2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、その他については1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

ウ 立入調査に応じない場合、20万円以下の罰金に処する。

⑥緊急時の勧告

- ・薬物に類似した作用を人の精神に及ぼす物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、知事指定薬物とみなし当該物の製造の中止等を勧告することができるとともに、勧告した場合には、その情報を県民へ提供するものとする。

⑦鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

- ・青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものを有害図書類の指定対象に加える。
- ・次に掲げる行為を青少年が行い、又は青少年に対して行われることを知って場所を提供し又はこれらの行為を周旋することを禁止し、違反者には6月以下の懲役又は30万円以下の罰金を課する。

(新たに加える禁止行為)

- ア 麻薬、向精神薬、あへん又は覚醒剤の譲渡
- イ 大麻の栽培又は譲渡
- ウ 大臣指定薬物の製造・輸入・販売・授与、販売・授与目的の貯蔵、陳列
- エ 知事指定薬物の製造・栽培・販売・授与、販売・授与目的の貯蔵、陳列

[公布施行ほか]

議案第37号 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の設定について（道路企画課）

道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、条例で県道の構造の技術的基準及び移動等円滑化のために必要な基準並びに県道に設ける道路標識の寸法を定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

(概要)

道路構造令等の各政省令で定められている基準を基本としつつ、鳥取県における気候、地形、通行需要等の状況を勘案して、政省令の基準と異なる内容を規定すべきものについては、県独自の基準を定めることとする。

[本県独自の基準]

- ①安全性向上のため、歩道等を設けない道路の路肩の幅員を原則として1m以上（現行：0.5m～0.75m以上）とする。
- ②高齢者、障がい者等が低床バスに円滑に乗降できるようなバス停の構造とすることを原則とする。
- ③冬期のスリップ防止のため、市街地等の道路の縦断勾配を原則として5%以下（現行：速度制限に応じ5～9%以下）とする。
- ④車いす利用者の円滑な移動のため、横断歩道に接続する部分の歩道について車輪の通行部分の段差を無くす構造を標準とする。
- ⑤その他、鳥取県の地域特性、道路交通の安全性、円滑性、快適性の向上のため新たな基準を設ける。

[平成25年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県企業立地等事業助成条例の全部改正について（産業振興総室）→（立地戦略課）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、企業立地等事業の助成を継続することとし、その区分を簡素化する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①企業立地事業補助金のうち、製造業等に係るものの補助対象事業及び補助金額の区分を次のとおり改める。

補助対象事業	補助金額
1 増加する常時雇用労働者数が30人以上であるもの	次のアからウまでの合計額（限度額30億円） ア 投下固定資産額のうち20億円以下の部分の額に100分の10を乗じて得た額 イ 投下固定資産額が20億円を超える場合にあっては、当該超える部分の額に100分の15を乗じて得た額 ウ 初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額
2 増加する常時雇用労働者数が10人以上であるもの（1を除く。）	次のア及びイの合計額（限度額5億円） ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 イ 初年度賃借料の額に100分の50を乗じて得た額

- ②企業立地等事業の認定の要件に、事業計画が適当であることを加える。

[公布施行]

議案第39号 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について（鳥取力創造課）

鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動が活発に実施されるようにするため、特定非営利活動として当該活動を追加するとともに、地域づくりにおける県民の参画を推進し、新しいサービスや質の高いサービスが提供されるようにするため、個々の非営利公益活動の促進に加えて協働による非営利公益活動の推進が有効であることを定める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動法人の主たる目的とすることができる特定非営利活動として、鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動を加える。

- ②鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正

ア 非営利公益活動団体、県民、市町村及び県は、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力する協働の有効性について認識を深めることを基本理念として、非営利公益活動を促進するものとする。

イ 県が非営利公益活動団体等と協働を行おうとするときは、事業目的、役割分担等を十分に協議するよう努める。

ウ 県が非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するための措置として、非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備並びに知識及び技能の習得の機会の提供等を行うことを明記する。

エ 非営利公益活動の定義を改正後の特定非営利活動促進法及び同法施行条例と整合させるなど所要の規定の整備を行う。

[公布施行]

議案第40号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

財団法人鳥取県環境管理事業センターからの償還金を鳥取県産業廃棄物適正処理基金に積み立てることができるようにするとともに、設置目的に定める事業が完了した鳥取県ふるさと雇用再生特別基金及び鳥取県地域活性化・公共投資臨時基金を廃止するものである。

[公布施行]

議案第41号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について（税務課）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大のため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期間（現行：平成25年3月31日まで）を5年間延長するとともに、中心市街地の活性化に関する法律に規定する県税の不均一課税の対象期間が満了したことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行ほか]

議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（人事企画課、教育総務課）

教員特殊業務手当のうち、特別支援学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導に係る手当を廃止するものである。

[平成25年4月1日施行]

議案第43号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について（人事企画課）

官民格差を是正するために行われる国家公務員の退職手当の見直し状況を踏まえ、職員の退職手当に関する必要な見直しを行うものである。

[平成25年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等を変更する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ・公益財団法人鳥取県体育協会を削除する。

[平成25年4月1日施行]

議案第45号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率推進課）

平成25年度の組織改正等に伴い、部局の所掌事務等の見直しを行うものである。

[平成25年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）

平成25年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

(概要)

- ・知事部局 28人減
- ・学校職員 21人減 ほか

[平成25年4月1日施行]

議案第47号 鳥取県総合事務所設置条例の一部改正について（業務効率推進課）

総合事務所体制の見直しに伴い、その所管区域等を改めるとともに、新たに設置する県税事務所等の名称、位置及び所管区域を定めるものである。

[平成25年4月1日施行]

議案第48号 鳥取県行政財産使用料条例の一部改正について（財源確保推進課）

再生可能エネルギーの導入の促進を図るため、行政財産である建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額を引き下げる等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・建物の屋根等に太陽光発電設備を設置する場合の使用料の額は、使用許可を受ける者と知事が協議して定める額（現行：1㎡につき1月1,330円）とする。
- ・次の場合の使用料の額は、年額1,500円であることを明記する。
 - ア 電気事業又は電気通信事業用の共架設備を設置するために土地を使用させる場合
 - イ 電気事業又は電気通信事業用の知事が定める設備を設置するために建物等を使用させる場合

[平成25年4月1日施行]

議案第49号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

（自治振興課）→（地域振興課）

介護保険法の一部が改正され、指定居宅サービス事業者の基準等を条例で定めることとされたことに伴い、当該条例を定める事務を移譲対象から除く等、所要の改正を行うものである。

（概要）

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の基準等を定める事務については、当該事業者の指定等の権限を移譲している南部箕蚊屋広域連合には移譲しない（県の条例で定める基準等が適用される）ことを明記する。

[公布施行]

議案第50号 鳥取県統計調査条例の一部改正について（統計課）

受益と負担の公平の確保を図るため、統計の作成等を知事等に委託する者が納める手数料の額を改めるものである。

（手数料の概要）

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
委託により作成した統計表の提供			
光ディスク（CD-R）に複写したものの交付	1枚につき	50円	30円
光ディスク（DVD-R）に複写したものの交付	1枚につき	90円	50円

[平成25年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県環境影響評価条例の一部改正について（環境立県推進課）

環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の一部改正により、計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置の実施状況の公表の義務付け及び風力発電事業の対象事業への追加が行われたことを踏まえ、条例による環境影響評価について同様の義務を課す等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①事業者は、事業の位置、規模等を選定する計画立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を計画段階配慮書として作成し、及び公表しなければならないものとする。
- ②事業者は、事後調査を行ったときは、事後調査報告書を作成した旨を公告し、縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。
- ③環境影響評価の対象事業として、風力発電所の設置及び変更の事業を追加するものとする。

[平成25年4月1日施行]

議案第52号 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の一部改正について（住宅政策課）

環境配慮住宅の建設促進、県産材の需要拡大等を図るため、助成要件及び助成額を見直すとともに、条例の失効期限を3年間延長する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①助成額が加算される環境配慮住宅の要件及び加算額を次のとおり改める。

区 分	金 額	
	現 行	改正後
環境への配慮にかかる性能に関する評価が高いこと。	17万円	5万円
長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられていること。		10万円
建築、維持管理等に関する情報が記録され、適切に活用されること。		2万円

- ②改修に対する助成の要件を県産材の使用量が0.3㎡以上（現行：1㎡）に改める。

[平成25年4月1日施行ほか]

議案第53号 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について（雇用人材総室）

県内全体を対象に企業ニーズに的確に対応した職業訓練を提供できるよう、その企画、立案及び実施を一元化するため、2つの高等技術専門校を鳥取県立産業人材育成センターに統合する。

[平成25年4月1日施行]

議案第54号 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

（森林・林業総室） → （県産材・林産振興課）

間伐の実施及び間伐材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び資源の有効利用を図るため、間伐材の搬出等事業に要する経費に対する助成を継続することに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①補助対象事業を「間伐を実施し、かつ、間伐材を市場、木材の保管施設、製材加工施設等へ出荷し、又は販売する事業」とするとともに、事業の名称を「間伐材搬出等事業（現行：間伐材搬出促進事業）」とする。
- ②条例の失効期限を平成27年3月31日（現行：平成25年3月31日）とする。

[平成25年4月1日施行ほか]

議案第55号 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正について（道路企画課）

道路法施行令の一部が改正され、太陽光発電設備等が道路占用の許可の対象物件として追加されたことに伴い、県が管理する道路における当該物件の占用料の額を定める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

次のとおり新たに占用料を徴収する。

占用物件	単位	占用料の額			
		非課税とされる占用		非課税とされる 占用以外の占用	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積 1 ㎡につき 1	1,100円	950円	1,155円	997円
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額	

[平成 25 年 4 月 1 日施行]

議案第56号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について（会計指導課）

県内における保育士又は幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、保育士等修学資金を新たに貸し付けること及び、県内の産婦人科医、小児科医等の特定の診療科における医師の不足を解消するため臨床研修医研修資金貸付金を新たに貸し付けることに伴い、これらの資金の返還に係る債務の免除について定める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①保育士等修学資金貸付金

（免除の条件）

鳥取短期大学を卒業してから1年以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け又は当該免許を取得してから6年を経過するまでの間に通算して3年以上県内の次の施設において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したときなど

- ア 乳児院
- イ 保育所
- ウ 児童養護施設
- エ 障害児入所施設
- オ 児童発達支援センター
- カ 情緒障害児短期治療施設
- キ 幼稚園
- ク 届出保育施設等型認定こども園

②鳥取県臨床研修医研修資金貸付金

（免除の条件）

臨床研修の修了後、県内の知事が指定する病院等の産婦人科、小児科等の知事が指定する診療科（以下「特定診療科」という。）において常勤医師としての業務に引き続き3年間従事したときなど

③医師養成確保奨学金の返還免除算定期間の延長等

- ア 医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除要件である常勤医師としての業務に従事する期間（免除条件期間）に、新たに知事が指定する病院の特定診療科に従事する期間を3年を上限にして含めるものとする。
- イ 医師養成確保奨学金の返還に係る債務の免除要件を満たすべき期限（猶予期間）について、知事が指定する病院の特定診療科以外の診療科の業務に従事した期間、3年を上限として延長する。

[平成 25 年 4 月 1 日施行]

議案第57号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（会計指導課）

受益と負担の公平の確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種事務について、新たに手数料を徴収するとともに、既存の手数料を廃止する等、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
保育士試験に合格したことを証する書類の再交付	1件につき	650円
リアルタイムPCR法による家畜のヨーネ病の検査	1件につき	2,390円

廃 止

・豚コレラの検査手数料

[平成25年4月1日施行ほか]

議案第58号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部警務課）

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員を増員する等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

・警察官 3人増

[平成25年4月1日施行]

議案第59号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部生活環境課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、風俗営業の許可等の事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

区分	単位	金額	
		現 行	改 正 後
風俗営業の許可			
①ぱちんこ屋等に係るもの	1件につき	16,000円～27,000円 未認定遊技機がある場合は、1台ごとに20円（特定未認定遊技機は、認定手数料から2,700円を減じた額）を加算した額	15,000円～25,000円 未認定遊技機がある場合は、2,800円（特定未認定遊技機がある場合は、5,600円に、当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）及び未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機は、認定手数料から8,000円を減じた額）を加算した額
②ぱちんこ屋等以外の風俗営業に係るもの	1件につき	15,000円又は27,000円	14,000円又は24,000円
③減失特例が適用される営業所に係るもの	1件につき	①及び②に定める額に7,400円を加算した額	①及び②に定める額に6,800円を加算した額
④同時に複数の風俗営業について許可を受けようとする場合の2件目以後の許可	1件につき	①から③までに定める額から9,300円を減じた額	①から③までに定める額から8,600円を減じた額
遊技機の認定			
①指定試験機関が行う認定に必要な試験を受けた遊技機	1台につき	2,700円	2,200円
②検定を受けた型式に属する遊技機（①に掲げるものを除く。）	1台につき	2,720円	4,340円
③①又は②に掲げる遊技機以外の遊技機	1台につき	3,680円～59,700円	12,600円～59,000円
④同時に複数の遊技機の認定を受けようとする場合の2台目以後の認定	1台につき	①から③までに定める額から2,700円を減じた額	同一の型式に属する遊技機に限り、①に定める額から2,200円を、②に定める額から4,300円を、③に定める額から8,000円を減じた額

区分	単位	金額	
		現 行	改正後
遊技機の型式の検定			
①指定試験機関が行う検定に必要な試験を受けた型式	1件につき	6,300円	3,900円
②他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（①に掲げるものを除く。）	1件につき	18,000円	6,300円
③①又は②に掲げる型式以外の型式	1件につき	174,000円～1,816,000円	338,000円～1,621,000円
遊技機の認定に必要な試験	1件につき	3,300円～62,300円（2台目以後は、2,300円を減じた額）	19,100円～68,300円（2台目以後は、同一の型式に属する遊技機に限り、14,300円を減じた額）
遊技機の検定に必要な試験	1件につき	168,200円～1,810,200円	345,000円～1,628,000円
遊技機の変更の承認			
未認定遊技機がない場合	1件につき	3,400円	2,400円
未認定遊技機がある場合	1件につき	3,400円に未認定遊技機1台ごとに20円（特定未認定遊技機は、認定手数料から2,700円を減じた額）を加算した額	5,200円（特定未認定遊技機がある場合は、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）に未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機は、認定手数料から8,000円を減じた額）を加算した額

[平成25年4月1日施行]

議案第60号 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について（高等学校課）

県立高等学校に設置されている専攻科を廃止することに伴い、専攻科の生徒等から徴収する授業料、入学料及び入学選抜手数料を廃止する等、所要の改正を行うものである。

[平成25年4月1日施行]

議案第61号 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について（企業局経営企画課）

水力又は太陽光を利用して電力を供給する発電施設として新たに賀祥発電所及び企業局西部事務所太陽光発電所を設けることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

新たに設ける発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
賀祥発電所	260キロワット	卸売
企業局西部事務所太陽光発電所	200キロワット	卸売

[規則で定める日から施行]

議案第62号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

中央病院の内科及び外科を専門領域で分割し、高度な医療サービスを提供するため、標榜する診療科名の改正を行うものである。

（概要）

次のとおり中央病院で標榜する診療科を改める。

- ①新設 呼吸器内科、消化器内科、血液内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、腫瘍内科、消化器外科、呼吸器・乳腺・内分泌外科
- ②廃止 呼吸器外科

[平成25年4月1日施行]

議案第63号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の増員を行い、県立病院の診療機能の充実強化を図るため、病院局の職員の定数を改めるものである。

（概要）

現行 1,067人 → 改正後 1,112人（+45人）

[平成25年4月1日施行]

議案第64号 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の廃止について（子育て応援課）

県立保育専門学院の施設の老朽化、幼稚園教諭の資格を取得できる学校ではないなどの問題に対応するため、保育士の養成を鳥取短期大学において同大学と県が連携して行うこととし、同学院を廃止する。

[平成27年4月1日施行]

議案第65号 財産を無償で貸し付けること（米子勤労者体育センター及び周辺施設の用地）について（雇用人材総室）

相手方：米子市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市尾高2346番1ほか78筆	土地	55,932.51㎡（持分2分の1）

貸付期間：平成25年3月31日から平成35年3月30日まで

無償貸付理由：県内の勤労者の福祉の増進と県民の豊かさの向上を目的として、米子勤労者体育センター及びその周辺の用地のうちの県所有分について、引き続き米子市に無償で貸し付けしようとするものである。

議案第66号 財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について（市場開拓課）

相手方：鳥取県弓浜緋協同組合
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量	摘要
境港市麦垣町字蔵本灘86番2	土地	2,764.26㎡	弓浜がすり伝承館
	建物	523.28㎡	

貸付期間：平成25年11月1日から平成30年3月31日まで

無償貸付理由：伝統技術の伝承及び後継者の育成を図り、伝統的工芸品である弓浜緋の産地維持に資するため、引き続き鳥取県弓浜緋協同組合に無償で貸し付けようとするものである。

議案第67号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）について（畜産課）

貸付先：公益財団法人鳥取県畜産振興協会

貸付財産：普通財産

名称	所在地	種類
鳥取放牧場	鳥取市越路ほか	土地、牧柵、給水施設、畜舎、堆肥舎、肥料庫、看視舎等
鳥取放牧場河合谷牧野	鳥取市国府町雨滝	
鳥取放牧場兵田牧野	鳥取市河原町北村ほか	
鳥取放牧場俵原牧野	東伯郡三朝町俵原	
大山放牧場	西伯郡伯耆町小林ほか	

貸付期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

無償貸付理由：公共育成牧場の安定的な運営を図るため、育成放牧事業を実施している当該法人に、当該事業の用に供する放牧場の土地及び施設を無償で貸し付けようとするものである。

議案第68号 財産を無償で貸し付けること（湖山池漕艇場のリギング場及び駐車場の用地）について（スポーツ健康教育課）

貸付先：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町南五丁目727番 ほか6筆	土地	1,000㎡

貸付期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

無償貸付理由：ボート競技の振興を図るため、湖山池にあるリギング場（競技者の体格に合わせて艇を調整する場所）及び駐車場の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第69号 財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）についての議決の一部変更について（スポーツ健康教育課）

鳥取市に対して、鳥取市武道館の用に供する土地として、県有地の無償貸し付けを行っているところであるが、貸付土地の一部（弓道場部分）は県立鳥取西高等学校の耐震改修に伴い道路となるため、貸付面積を縮小するものである。

（市営弓道場については、平成25年7月1日に布勢運動公園の隣接地に移転オープンする予定。）
（変更の概要）

変更前			変更後		
種類	所在地	数量	種類	所在地	数量
土地	鳥取市東町一丁目 326番ほか1筆	4,710.60㎡	土地	鳥取市東町一丁目 326番	2,858.64㎡

議案第70号 財産を無償で譲渡すること（林道箆山線）について（森林・林業総室）→（県産材・林産振興課）

相手方：智頭町

譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
林道箆山線（智頭工区）	八頭郡智頭町大字坂原字宮ノ越328番4ほか26筆	土地	3,009.48㎡

無償譲渡理由：工事完了後は市町村へ引き渡すことを前提に実施している県営林道事業について、林道箆山線の完成区間を無償で譲渡するものである。

議案第71号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：①県は、和解の相手方に対し、平成23年9月15日に鳥取県立中央病院において経鼻的下垂体腫瘍摘出術等を受けた際、両眼失明の結果が生じたことについて、遺憾の意を表す。

②県は、損害賠償金8,000,000円を和解の相手方に支払う。

医療過誤の概要：平成23年9月15日、鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に行った経鼻的下垂体腫瘍摘出術の後、クモ膜下出血による視力障害を来した際、保存的治療を選択したことで、両眼失明に至ったものである。

議案第72号 鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の変更に関する協議について

（自治振興課） → （地域振興課）

総合事務所体制の見直しに伴い、鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものである。

[平成25年4月1日施行]

議案第73号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（企画課）

救急医療用ヘリコプターに係る事務の移管その他平成25年度事業の執行にあたり、関西広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について所要の改正を行う必要があることから、関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

負担する構成団体および負担割合を以下のとおり変更する。

区分	変更前		変更後	
	負担する構成団体	負担割合	負担する構成団体	負担割合
広域観光・文化振興に関する事務（第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務）に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割(文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10分の5
広域産業振興に関する事務（第4条第1項第4号に規定する事務）に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 (第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10)
救急医療用ヘリコプターに関する事務（第4条第1項第5号アに規定する事務）に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10

議案第74号 県道の路線の変更について（道路企画課）

次のとおり、県道の路線を変更するものである。

路線名	現 行	変 更 後
下市停車場線	起点：下市停車場 終点：西伯郡大山町下甲	起点：下市停車場 終点：西伯郡大山町上市
岩美停車場河崎線	起点：岩美停車場 終点：岩美郡岩美町大字河崎	起点：岩美停車場 終点：岩美郡岩美町大字新井
金沢伏野線	起点：鳥取市金沢 終点：鳥取市伏野	起点：鳥取市松原 終点：鳥取市伏野
鷹狩渡一木線	起点：鳥取市用瀬町鷹狩 終点：鳥取市河原町渡一木	起点：鳥取市河原町釜口 終点：鳥取市河原町渡一木
巖城上灘線	起点：倉吉市巖城 終点：倉吉市東巖城町	起点：倉吉市巖城 終点：倉吉市見日町
中高妻木線	起点：西伯郡大山町中高 終点：西伯郡大山町妻木	起点：西伯郡大山町平木 終点：西伯郡大山町妻木
青谷停車場線	起点：青谷停車場 終点：鳥取市青谷町吉川	起点：青谷停車場 終点：鳥取市青谷町青谷
菅沢日野線	起点：日野郡日南町菅沢 終点：日野郡日野町黒坂	起点：日野郡日南町菅沢 終点：日野郡日野町下菅
八坂鳥取停車場線	起点：鳥取市八坂 終点：鳥取停車場	起点：鳥取市国安 終点：鳥取停車場
米子環状線	起点：米子市陰田町 終点：米子市夜見町	起点：米子市陰田町 終点：米子市葭津

議案第75号 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について（水・大気環境課）

天神川流域下水道の管理費用について、流域関連市町が負担すべき金額を変更するものである。
(変更内容)

- ・負担すべき金額：排水1立方メートルにつき91円（現行 93円）

議案第76号 包括外部監査契約の締結について（行政監察課）→（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成25年4月8日

契約金額：8,900,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：高田 充征 税理士